⑹　契約書作成の要否等　要。
⑺　本事業に直接関連する他の工事の請負契約を本事業の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑻　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。
⑼　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３⑶の資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑽　手続きにおける交渉の有無　無。
⑾　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Junichi Hamada, President of the University of Tokyo, a deputy Takashi Kasahara, General Manager, Facilities Department, The University of Tokyo
⑵　Classification of the service to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of New Toshima International Hall of Residence (Toshima campus), the University of Tokyo
⑷　Time-limit for the submission of application forms : 5 : 00 P.M. 11 September 2014
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 3 : 00 P.M. 14 October 2014
⑹　Contact point for tender documentation : Budget-Contract Team, Facilities Planning Group, Facilities Department, The University of Tokyo, 5―24―5 Hongo Bunkyo-ku Tokyo 113―0033 Japan, TEL 03―5841―2209

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年９月１日
東日本旅客鉄道株式会社　契約責任者
執行役員　水戸支社長　小池　邦彦

◎調達機関番号　102　◎所在地番号　08

１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　水戸支社ビル（仮称）新築工事
⑶　工事場所　茨城県水戸市三の丸１丁目108―２他
⑷　工事概要　鉄筋コンクリート造　地上４階建　延床面積約8,800㎡　詳細については、別冊図面並びに仕様書、特記仕様書（あわせて以下「仕様書等」という。）のとおり。
⑸　工期　平成28年８月20日まで　工期中に、建物使用開始に必要な全ての行政検査を終了させること。
⑹　使用する主要な資材　コンクリート約5,400㎥、鉄骨約12ｔ、鉄筋約1,100ｔ、板ガラス約950㎡
⑺　本工事は、本工事に関する工事請負契約（以下「本契約」いう。）締結後、別途ＶＥ奨励契約を締結する工事である。
⑻　本工事は、入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象工事である。
⑼　本工事は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）の列車運行上重要な設備を有する建物に近接する工事である。敷地内には重要ケーブルが埋設されている。また、本工事期間中、水戸支社ビル（仮称）新設に近接し敷地内に既存する当社ビルの使用を継続する。それらに有害な影響を与えないよう、本契約の請負者（以下「請負者」という。）の責任において、入札説明書・仕様書等の内容を遵守するとともに、周辺の交通の安全、及び本工事の品質等を確保し、施工すること。
⑽　本工事は、近隣住民・隣接建物に対して十分に配慮し、騒音・振動等の発生低減に努めると共に、対策を加味して施工すること。
⑾　建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認により、仕様書等及び手続きに変更が生じる可能性がある。
⑿　本工事に関係する電気工事は別途発注となる。電気工事担当者と連絡調整をとり、本工事を進めること。

２　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たしている者（以下「単体」という。）、又は当該者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
⑴　成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者でないこと。
⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てをした者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に経営事項審査を受けた者であること。
⑶　経営状態が著しく不健全であると認められた者でないこと。
⑷　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の総合評定値通知で、本入札に係る申請書、資料及び参加願書（いずれも⑼に定義する。）提出時における最新の建築一式工事業の総合評点が、1,250点以上であること。
⑸　平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。なお、当社水戸支社（以下「当支社」という。）が認める外国での施工実績を含む。
①　単体、又は共同企業体の場合の代表者は、階数地上３階以上、かつ、延床面積7,000㎡以上の事務所ビル又は事務所を含む複合ビルの新築工事
②　共同企業体の場合の代表者以外の構成員は、延床面積5,000㎡以上の事務所ビル又は事務所を含む複合ビルの新築工事
⑹　単体又は共同企業体の代表者は、次の基準を満たす専任の監理技術者を本工事に配置できること。
①　平成11年度以降に、元請として、完成・引渡しが完了した上記⑸①に定める工事において、監理技術者、主任技術者、又はそれと実質的に同等以上の技術者としての施工経験が１年以上であり、かつ１級建築士、又は１級建築施工管理技士の資格を有する者であること。また、監理技術者資格者証を有する者であること。
②　入札参加者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、当支社は単体又は共同企業体に対し、当該雇用関係の存在を明示する資料を求めることがあり、その明示がなされない場合、当該単体又は共同企業体は本入札に参加できないことがある。
⑺　本工事に係る設計業務の受託者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（入札説明書参照）
⑻　当支社との工事請負契約に関し、現に履行遅滞となっている者でないこと。
⑼　本入札に参加する者に必要な資格の競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）並びに、共同企業体を構成する場合は共同企業体競争参加願書、委任状及び共同企業体協定書（あわせて以下「参加願書等」という。）の提出期間の最終日から開札の時までの期間に、当社から発注停止の処分を受けている者（同期間に発注停止の処分を受けた者、及び同期間において提出期間の最終日以前に受けた発注停止の期間を継続している者を含む。）でないこと。
⑽　申請書、資料及び参加願書等に虚偽の記載をした者であると認められる者でないこと。
⑾　申請書、資料及び参加願書等の提出期間の最終日から起算して１年前の日以降において正当な理由なく、当社との工事請負契約を履行しなかった者でないこと。
⑿　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（あわせて以下「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないこと。
⒀　共同企業体を構成する場合においては、次の基準を満たすものであること。
①　共同企業体を構成しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
②　構成員の数は、２ないし３者とする。構成員の出資比率は、２者の場合は30％以上、３者の場合は20％以上とする。代表者の出資比率は、構成員中最大とすること。また、共同企業体の結成方式は、自主結成とし、甲型とする。（入札説明書参照）
③　本工事について、同一者が２以上の共同企業体の構成員になっていないこと。
⒁　工事全般の安全管理計画及び近隣配慮計画が不適切でないこと。